

もしも、あなたが突然病に倒れ自分の意思表示ができないなら…。厚生労働省によると、命の危険が迫ると、約七割の人が望み通りの医療やケアを自分で決めたり伝えたりできなくなるといわれています。自分らしい最期を迎えるには、どうしたらよいか考えてみましょう。

まずはアドバンスケア プランニングを

まずは、自分の希望する医療やケアについて意思を示すことです。

そのために重要なのが、今話題の「アドバンスケアプランニング(ACP)」。

万が一の場合に備えて医療やケアの方針などを家族や信頼できる人、医療・ケア関係者と繰り返し話し合い、その内容を共有します。厚生労働省も「人生会議」という愛称で推奨しています。

希望の医療・ケアは書面に残し共有しよう

医療現場では、重篤な状態や認知症などで本人の意思が確認できない場合、家族などに意思決定を代行してもらいます。

希望通りの医療・ケアを受けるためにはACPを書面化した「先行医療指示書(ACD)」と、自分の意志を代弁する「医療代理人」を選定し、書面化しておくと安心です。

ACPと医療代理人を示した書面を作成し公証役場で公正証書にすることも大

切です。

しかし、医療知識のない人が自分に最適な医療を判断するのは難しいことです。また、法律の知識が乏しいまま記録を残しても要件を満たさないなどの理由

で、少なくとも年に一回は健康状態のチェックと合わせて、最新の状態に保つことが重要です。人生の最終段階で「もつと早く準備しておけばよかった」と後悔しないためにも、まずは、医療や法律に詳しい専門家に相談してみては。

シニアらいふサポートセンターでは「お一人様の老い支度」セミナーを開催しています。お気軽にお申込みください。

（今回、話を聞いた専門家）

島津 まさか しまづ・まさか 行政書士・社会福祉士。シニアの遺言・相続・成年後見制度などに詳しい。セミナー・ご相談は、シニアらいふサポートセンター／フリーダイヤル 0120-1575-1119



終末期医療 自分らしい最期を迎えるために

て意思は変化することがあるため、ACDは作って終わりではなく定期的な見直しが大切です。

自分の命を左右する書面なので、少なくとも年に一

専門家の手を借り定期的な見直しを

心身の状態の変化によつ

て望み通りの医療が受けられるとは限りません。医療や法律の専門家を交えて家族と話し合い、記録に残して共有しておくことが重要です。

【お一人様の老い支度】セミナー

日時 8/25(火) 10:00～

■ 内容：予防医療・予防法務基礎講座

■ 会場：シニアらいふサポートセンター(中区錦3-23-18)

■ 申し込み・問合せ：
フリーダイヤル 0120-575-119
※新型コロナウイルスの感染症対策を実施中。



定員
15人